

資料 5 3 - 2

EMS配達時間保証扱いに係る国際郵便約款の変更
の認可

(諮問第1158号)



諮問第1158号
平成29年11月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いは、万国郵便条約上、提供を確保すべき業務ではないため、廃止することは可能であり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、郵便物の引受け等に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の支払方法に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の返還に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

別添



2017-日郵国第 258 号
平成 29 年 11 月 13 日

総務大臣

野田 聖子 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
平成 30 年 1 月 1 日
- 3 変更を必要とする理由
EMS 郵便物の配達時間保証扱いを廃止するため。

国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正												
<p>国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p><u>(EMS郵便物の配達時間保証扱い)</u></p> <p>第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日時までに配達する扱い（以下「配達時間保証扱い」といいます。）を行うものを配達時間保証EMS郵便物といいます。</p> <p>2 前項に規定する一定の日時については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 <u>配達時間保証EMS郵便物の差出人には、その郵便物の配達結果に関する通知を行います。ただし、差出人がその通知を必要としない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(EMS郵便物の保冷扱い)</p> <p>第39条の2 EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外国の受取人へ配達する扱いを行うものを保冷EMS郵便物といいます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出しさせていただきます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>配達時間保証EMS郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</u></p> <p>3 保冷EMS郵便物を差し出すためには、第1項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>	<p>国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(EMS郵便物の保冷扱い)</p> <p>第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を保冷したまま外国の受取人へ配達する扱いを行うものを保冷EMS郵便物といいます。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出しさせていただきます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>2 保冷EMS郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>返還される料金</th> <th>請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>返還される料金</th> <th>請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	返還される料金	請求期間	1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年
区 別	返還される料金	請求期間											
1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年											
区 別	返還される料金	請求期間											
1～4 (略)	(略)	料金を支払った日から1年											

現 行		改 正	
5 外国宛てEMS郵便物について、EMS郵便物の取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（6の2及び6の3）に規定する場合及び不可抗力による場合を除きます。	(略)	5 外国宛てEMS郵便物について、EMS郵便物の取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（6及び6の2）に規定する場合及び不可抗力による場合を除きます。	(略)
6 外国宛て配達時間保証EMS郵便物について、配達時間保証取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	差出しの際に支払われた配達時間保証取扱いの料金（その配達時間保証取扱いの料金が、料金割戻の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割戻の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします。）	6 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)
6の2 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	6の2 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷蔵型保冷取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)
6の3 冷凍型保冷EMS郵便物について、冷凍型保冷取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)	6の2 冷凍型保冷EMS郵便物について、冷凍型保冷取扱いをしなければならぬと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(略)

現 行	改 正
	<p><u>附 則 (平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号)</u></p> <p><u>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</u></p>

(参考) 国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1 EMS郵便物の料金</p> <p>EMS郵便物には、次の区別による料金を適用します。</p> <p>(1) EMS郵便物の料金 (3)に掲げるものを除きます。)</p> <p><u>(2) EMS郵便物の配達時間保証扱いの料金</u></p> <p><u>(3) 保冷EMS郵便物</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 EMS郵便物の料金割引</p> <p>EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>(1) 同時に差し出されたものの料金割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2 (保冷EMS郵便物の料金) の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引</p> <p>ア 基本割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2 (保冷EMS郵便物の料金) の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第2 料金額</p>	<p>国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1 EMS郵便物の料金</p> <p>EMS郵便物には、次の区別による料金を適用します。</p> <p>(1) EMS郵便物の料金 (2)に掲げるものを除きます。)</p> <p><u>(2) 保冷EMS郵便物</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 EMS郵便物の料金割引</p> <p>EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。</p> <p>(1) 同時に差し出されたものの料金割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額 (同時に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2 (保冷EMS郵便物の料金) の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引) の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引</p> <p>ア 基本割引</p> <p>次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額 (1か月内に差し出されたその郵便物に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2 (保冷EMS郵便物の料金) の表に規定する料金の額を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第2 料金額</p>

現 行	改 正						
<p>1 EMS郵便物の料金 EMS郵便物の料金（2の2に掲げるものを除きます。）は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額を申し出た場合にあつては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。</p> <p>表（略）</p> <p>2 EMS郵便物の配達時間保証扱いの料金</p> <table border="1" data-bbox="438 1198 558 2116"> <thead> <tr> <th>名宛地域</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香港、シンガポール</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2の2 保冷EMS郵便物の料金 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>	名宛地域	料金額	香港、シンガポール	600円	大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア	400円	<p>1 EMS郵便物の料金 EMS郵便物の料金（2に掲げるものを除きます。）は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,000円を超える損害要償額を申し出た場合にあつては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。</p> <p>表（略）</p> <p>(判る。)</p> <p>2 保冷EMS郵便物の料金 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則（平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号）</p> <p>この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。</p>
名宛地域	料金額						
香港、シンガポール	600円						
大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア	400円						

郵便約款変更の認可について

平成29年11月20日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

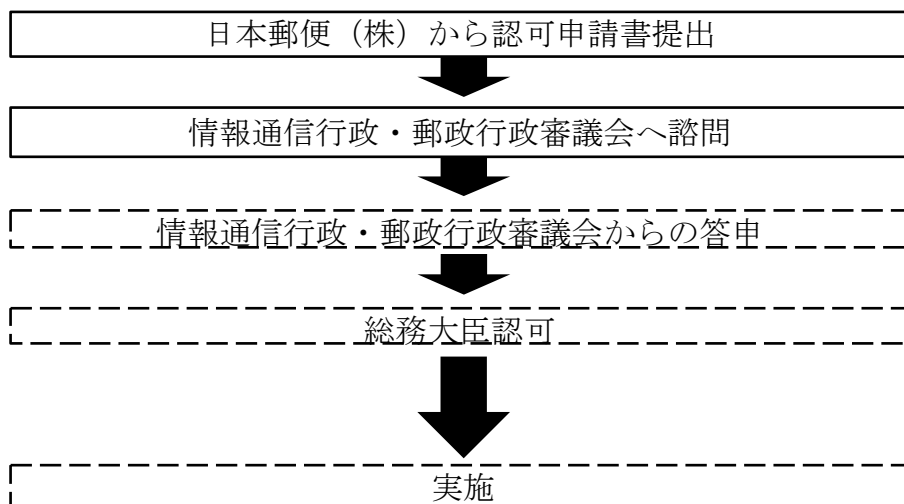
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 概要

日本郵便株式会社は、平成12年から、EMS郵便物を一定の日時まで
に配達する「EMS郵便物の配達時間保証扱い(※)」を提供してきたが、
今般、その利用状況等に鑑み、この取扱いを廃止する。

※ EMS郵便物を取扱地域ごとに設定された翌日の一定時間までに配
達するサービス。現在は、香港宛ての取扱い並びに韓国、台湾及び上海
との間での双方向の取扱いを行っており、東京都及び大阪府の一部の郵
便局において提供している。

○ 取扱地域・国等

取扱地域・国	開始日	サービス状況
シンガポール	平成12年3月	サービス停止（平成24年4月）
香港	平成12年3月	外国来のサービス停止 （平成28年12月）
韓国	平成12年5月	
マレーシア	平成15年11月	サービス停止（平成18年3月）
台湾	平成16年2月	
上海	平成16年5月	
北京	平成16年12月	サービス停止（平成23年4月）

○ 東京都の取扱郵便局

東京国際、銀座、日本橋、神田、晴海、麴町、芝、赤坂、高輪、上野、
浅草、本郷、小石川、新宿、牛込、新宿北、落合、豊島、渋谷、代々木、
東京中央、京橋、麻布

○ 大阪府の取扱郵便局

大阪北、大阪南、大阪東、大阪西、大阪中央

2 理由

EMS郵便物の配達時間保証扱いは、その提供に当たっては相応の費用
と精緻な業務運営が必要とされる一方で、利用の低迷が続いており、収支
も赤字の状況が続いていることに加え、相手国の郵便事業体からサービス
停止の申出が相次いでいること等を勘案し、この取扱いを廃止する。

3 実施予定期日

平成30年1月1日（月）

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いは、万国郵便条約上、提供を確保すべき業務ではないため、廃止することは可能であり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、郵便物の引受け等に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の支払方法に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の返還に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

参考資料

【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第十一条（郵便に関する条約） 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第六十八条（郵便約款） 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第七十三条（審議会等への諮問） 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。